

# 民法過去問フォーカス訂正表

## 【民法 I】

26 ページ [2-14]解説枝 1	(正) 未成年者が自らを受贈者とする負担のない贈与契約を締結することは、…
26 ページ [2-14]解説枝 4	(正) 制限行為能力者が法律行為を取り消した場合、現存利益の範囲で返還義務を負う (121 条)。
65 ページ [6-20]解説枝イ	(正) 「第三者」(94 条 2 項) とは、虚偽表示の当事者又はその一般承継人以外の者であって、…主観的要件としては、善意のみで足り、無過失までは不要である。
78 ページ [7-22]問題本文	(正) B が、代理権がないのに A の代理人と称して、C との間で C 所有の土地の～
78 ページ [7-23]問題枝ア	(正) 2 行目～3 行目の「善意・無過失であることが必要であるが」を削除
90 ページ [7-23]解説枝ア	(正) 本人は、相手方の悪意・有過失を主張・立証することにより 109 条の責任を免れることができる (最判昭 41・4・22)。
90 ページ [7-23]解説枝工 解説差替え	(正) 110 条の基本代理権は、法律行為の代理権でなければならず、単なる事実行為をすることの委託は基本代理権にならない。取締役の印鑑を預かり、同取締役名義の会社の預金の出し入れをしていた経理係が、取締役個人名義の保証契約を締結した場合、「印鑑を預ける」という行為は事実行為であり、110 条の基本代理権は否定されるからである (最判昭 34・7・24)。従って、本枝の A が預かっていた印章を使用して勝手に B を代理して、C との間で B 個人名義の連帯保証契約を締結しても、表見代理は成立しない。
109 ページ [9-20]問題枝ウ	(正) 時効は、…弁済期の定めのある貸金債務の債務者が消滅時効を援用したときは、 (アを取る)
117 ページ [9-19]解説枝 1	(正) 裁判上の請求が行われた場合、訴えを提起した時点で時効中断の効力が生じる (147 条 1 号)。
117 ページ [9-19]解説枝 2	(正) 消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する (166 条 1 項)。債務の履行期後に当該債務が債務者の責めに帰すべき事由により履行不能となった場合、
118 ページ [9-20]解説枝工	(正) 裁判上の請求が行われた場合、訴えを提起した時点で時効中断の効力が生じる (147 条 1 号)。
139 ページ [11-16]問題枝 5	(正) ～その後、B が当該建物を C に売却して引き渡した場合、C が、A が登記を具備するまでは A への所有権帰属を認めないとの権利主張をしていたとしても、～
139 ページ [11-16]問題番号	(正) [11-17] ※ 問題番号が [11-16] となっていますが、正しくは [11-17] です。
147 ページ [11-15]解説枝ウ	(正) B は、不法占拠者に対しては、登記がなくても自己の所有権に基づいて不動産の明渡しを請求できる。
148 ページ [11-15]解説枝オ	(正) 「第三者」(177 条) の主観面としては、…このような背信的悪意者は、「第三者」にあたらない。

2012 年度合格向け 民法過去問フォーカス訂正表

168 ページ [13-11]問題枝イ	(正) A が動産を B に賃貸した場合、B がその動産の占有権を取得し、A もまたその動産の占有権を失わない。
168 ページ [13-12]問題枝エ	(正) 占有代理人が・・・代理占有といい、占有者本人が自ら物を所持する占有を自主占有という。
169 ページ [13-13]問題枝 3	(正) A が C の土地を・・・した後、A が死亡して B が相続した。B は・・・変化がなく、さらに 7 年間経過した後～
175 ページ [13-12]解説枝ウ	(正) 従って、当該取引行為が錯誤により無効な場合には即時取得は適用されない。
175 ページ [13-13]解説枝 2	(正) 従って、悪意の B は単独では、20 年の取得時効期間を満たさないが、悪意の占有者 A の占有期間 (7 年) を合計することにより 21 年間占有したこととなり、当該土地を時効取得できる。
222 ページ [19-21]問題枝イ	(正) ～買受人となった場合、その建物について当然に当該買受人のために地上権が設定されたものとみなされる。
222 ページ [19-21]問題枝エ	(正) ～代位行使することができるから、抵当権者自らが、当該第三者に対し、抵当権に基づく物権的請求権を行使することはできない。
222 ページ [19-22]問題枝 1	(正) ～担保物権のうち、先取特権と抵当権には認められるが、担保権者が目的物を占有する留置権と質権には認められない。
222 ページ [19-22]問題枝 5	(正) 債権について一般債権者の差押えと抵当権者の物上代位権に基づく差押えが競合した場合、両者の優劣は一般債権者の申立てによる差押命令の第三債務者への送達と、抵当権者の申立てによる差押命令の第三債務者への送達の先後によって決せられる。
224 ページ [19-5]解説枝 1	(正) 抵当権は目的物の使用・収益を抵当権設定者に委ねる非占有担保であることから、…果実には本来抵当権の効力は及ばないのが原則である。
232 ページ [19-21]解説枝ウ	(正) 物上保証人は、被担保債権の弁済期が到来したとしても、債務者に対しあらかじめ求償権を行使することはできない (最判平 2・12・18)。
232 ページ [19-22]正答番号	(正) 正答 2

2012 年度合格向け 民法過去問フォーカス訂正表

【民法Ⅱ】 ※252 ページ以降、偶数ページの一番上を「民法 2（債権・親族/相続）」に訂正してください。

256 ページ [1-8]問題枝 5	(正) <u>最高裁判所</u> の判例では、
260 ページ [1-8]解説枝 4	(正) この場合において、裁判所は、その額を増減することができない(420 条 1 項)。
267 ページ [2-12]問題 枝 1,2,4,5	(正) 枝 1 債権者が～求めることはもちろん、債権者自身への直接の引渡しを～ (正) 枝 2 債権者が、 <u>自己</u> の有する 500 万円の金銭債権を～ (正) 枝 4 債権者代位権は裁判上のみ行使することができ、裁判外で行使することは～ (正) 枝 5 債権者代位における～すぎないから、 <u>自己</u> の名で権利行使することは～
268 ページ [2-13]問題枝 2	(正) 最高裁判所の判例では～客観的に確定した場合 <u>で</u> あっても、行使上の～一身専属性を失うことはないとした。
268 ページ [2-14]問題枝ウ	(正) A が B に代位して C に金銭債務の履行を求める訴えを提起した場合、B は、この訴えの提起を知っていたとしても、別途、C に対し <u>同じ</u> 債権について、自己に対する～
274 ページ [2-12]解説枝 1	(正) 債権者代位権の行使として相手方から <u>物</u> の引渡しを求める場合、
304 ページ [5-11]解説枝ア、 イ、エ、オ	(正) 各枝の解説内の「主債務」「主債務者」を「主たる債務」「主たる債務者」に変更 (正) 枝エ ～保証人について生じた効力は <u>主たる</u> 債務を消滅させる行為以外は～ (正) 枝オ 「459 条、462 条 2 項」の「2 項」を削除
312 ページ [6-13]問題枝ア	(正) ～口頭の通知がなされ、第二譲渡について譲渡人から債務者に対して内容証明郵便による通知がなされた場合～
318 ページ [6-13]解説枝ウ	(正) なお、「無過失」とは、…対抗要件を後れて <u>具備</u> した譲受人を真の債権者と信ずるにつき相当な理由があることが必要である。
327 ページ [7-15]問題枝イ	(正) A は、B との間で、A が C から借用して自宅の居間に飾っていた鑑賞用の絵画の売買契約を C に無断で締結した。
344 ページ [8-17]問題枝ア	(正) 双務契約の一方の当事者甲が他方の当事者乙よりも先に <u>自らの</u> 債務を履行する旨の合意をしたときにおいて、乙の甲に対する～債務の履行を拒むことができない。
344 ページ [8-17]問題枝イ	(正) 債権者は、債務者が同時履行の抗弁権を有する場合でも、その債権を自動債権として相殺することができるから・・・原告が同時履行の抗弁権を有する売買代金債権を自動債権として、貸金返還債務との相殺を主張することができる。
354 ページ [8-17]解説枝ア	(正) 当事者の一方が先履行義務を負っている場合、この要件を <u>欠く</u> ことから、同時履行の抗弁権を主張できない。
354 ページ [8-17]解説枝イ	(正) 同時履行の抗弁権の付いている債権を自動債権として相殺することは許されない(大判昭 13・3・1)。
366 ページ [10-15]問題枝 3	(正) 契約時にその売却した権利が <u>自己</u> に属さないことを知らなかった売主は・・・
367 ページ [10-16]問題枝ア	(正) 売買契約の瑕疵担保責任において、買主は、目的物に隠れた瑕疵がある場合に限り損害賠償請求ができるが、請負契約においては、注文者は、 <u>仕事の目的物の</u> 瑕疵が隠れたものでない場合にも、損害賠償請求ができる。
367 ページ [10-16]問題枝イ	(正) 建物とその敷地の賃借権の売買において、敷地にその賃借人が修繕義務を負う欠陥がある場合、売買の目的物に隠れた瑕疵があることになるから、売主の瑕疵担保責任を追及できる。

2012 年度合格向け 民法過去問フォーカス訂正表

367 ページ [10-16]問題枝ウ	(正)売買契約の瑕疵担保責任の追及は瑕疵を発見した時から 1 年以内に <u>限</u> られているが、その期間内に裁判上の権利行使までする必要はない
384 ページ [11-18]問題枝イ	(正) 賃貸借契約において、黙示の更新があった場合・・・従前の契約に定められた内容と同一となり、契約期間に <u>つ</u> いても同様である。
384 ページ [11-18]問題枝オ	(正) 甲所有の建物を賃借していた乙が、甲に無断で丙に転貸した場合、乙丙間の <u>転賃借</u> 契約は有効であるが、甲は丙に <u>対して</u> 、所有権に基づいて建物の明渡しを求めることができる。
384 ページ [11-19]問題枝 2	(正) 最高裁判所の判例では、建物の賃借人 <sup>人</sup> が有益費を支出した後、建物の所有権譲渡により賃貸人が交替したときは・・・
384 ページ [11-19]問題枝 3	(正) 最高裁判所の判例では、賃借人 <sup>人</sup> が賃貸人の承諾なく第三者をして賃借物の使用又は収益をなさしめた場合、賃借人 <sup>人</sup> の当該行為を賃貸人に対する背信的行為と・・・
426 ページ [15-7]問題枝ア	(正) 民法 708 条の「不法な原因のため」とは・・・給付の動機に不法があるにすぎない場合は、「不法な原因のため」に給付したとは・・・金銭消費貸借契約に基づき <u>貸与した</u> 金銭の返還を請求することができる。
426 ページ [15-7]問題枝イ	(正) 不法原因給付がされた後、給付者と受益者との間で・・・その合意も無効であるから、給付者の受益者に対する当該合意に基づく返還請求も認められないことになる。
426 ページ [15-7]問題枝ウ	(正) 民法 708 条の「給付」とは、受益者に終局的な利益を・・・給付された目的物が未登記不動産の場合には引渡しのみで「給付」にあたり・・・
429 ページ [15-7]解説枝ア	(正) 不法原因給付における「不法の原因」(708 条)とは、給付によって <u>企図</u> された目的をいう。給付の動機が不法な場合も当事者がこれを知っている場合には、ここい <u>う</u> 原因となり得る(大判大 5・6・1)。
447 ページ [16-28]問題〔事 案〕、枝 4	(正) A は、 <u>自動車</u> で住宅街を猛スピードで走行していたところ、 (正) この事故で A の <u>自動車</u> が損傷した場合、A は、B に対し、不法行為に基づき自動車の修理費を請求することができる。
447 ページ [16-28]問題枝 1	(正) ~B の過失を前提とした過失相殺がされることはないが、B の親権者 C の監督過失を被害者側の過失として過失相殺されることがある。
460 ページ [16-25]解説枝 4	(正) 被害者が未成年者である場合、その過失を斟酌するには、 <u>事理を弁職するに足る</u> 知能が備わっていれば <u>よく</u> 、行為の責任を弁職するに足りる・・・
461 ページ [16-27]解説	(正) 最後に冒頭の A について検討すると、 <u>文章</u> の冒頭には一般論が入ることが多い。また、この段落の・・・冒頭にも景観に価値があることを述べた <u>文章</u> が入ることを予想できる。これらを前提に選択枝をみると・・・
461 ページ [16-28]解説枝 4	(正) 不法行為による損害賠償の請求権は、…3 年間行使しないときは、時効によって消滅することから(724 条前段)…
472 ページ [18-15]問題枝 5	(正) 婚姻取消しの効果は・・・重婚の場合において、 <u>後婚</u> が離婚によって解消されたときであっても、常に <u>後婚</u> が重婚に当たることを理由とする・・・
478 ページ [18-16]解説差替	(正) [18-16] 正答 3 A 正しい。 外国に在る日本人間で婚姻をしようとするときは、その国に駐在する日本の大使、公使又は領事にその届出をすることができる(741 条)。 B 誤り。 成年被後見人が婚姻をする場合は、その成年被後見人の同意を要しない(738 条)。また、被保佐人が婚姻するには、その保佐人の同意を要しない(13 条 1 項参照)。 C 誤り。 夫婦の一方が日常の家事に関して第三者と法律行為をしたときは、他の一方は、これによって生じた債務について、連帯してその責任を負うのが原則であり、第三

2012 年度合格向け 民法過去問フォーカス訂正表

	<p>者に対し責任を負わない旨を予告した場合は、例外的に負わない（761 条）。原則と例外が逆である。</p> <p>D 正しい。 不適齢者の婚姻は取り消すことができる（731 条・744 条）。この取消しの効力は、将来効である（748 条 1 項）。これは、一般の法律行為の場合と異なり、婚姻の取消しの場合、遡及効を有すると、たとえば、嫡出子で生まれた子が非嫡出子になる点や日常家事の連帯債務の消滅など、当事者、子、第三者に生ずる不都合が大きいことに鑑みて規定されたものである。</p> <p>正しいものはA、Dであるから、3 が正解となる。</p>
511 ページ [21-19]解説枝 1	(正) 胎児は、相続については、既に生まれたものとみなす（886 条 1 項）。
512 ページ [21-19]解説枝 3	(正) 相続人は、被相続人の一身に専属した……。無権代理人が民法 117 条により相手方に債務を……。無権代理人の損害賠償義務も承継する（最判昭 48. 7. 3）。
522 ページ [22-9]冒頭	(正) 前者は契約であるが、後者は単独行為である点で異なるが、無償行為であること、遺贈者または贈与者の死後における財産処分であるという点で共通性がある。
522 ページ [22-9]解説枝 3	(正) 遺贈の際に受遺者に負担を課す「負担付遺贈」も許されるので(1002 条, 1003 条), 誤りとなる。